

## 最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の残数不足について

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査の若葉区内の投票所において、国民審査の投票用紙の残数に1枚の不足が生じたことから、投票用紙を2枚交付した可能性がありますので、お知らせします。

このたびは、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

### 1 事案が発生した日時・場所

#### (1) 日時

令和6年10月27日（日）15：00過ぎ

#### (2) 場所

若葉区第29投票所 東寺山県営住宅集会所

### 2 事案の概要

10月27日（日）15：00過ぎ、回収済みの入場整理券の枚数と投票用紙の交付枚数の突合を行ったところ、投票用紙の残数が合わないことが判明した。

この時までに投票した選挙人1人に、国民審査の投票用紙を2枚交付した可能性がある。

### 3 当該投票の取り扱い

すでに投函され特定できないことから、仮に内容が正しく記載されている場合、有効票として扱われる。

### 4 再発防止の取り組み

区内各投票所には、確実に投票用紙を1枚ずつ交付するよう、注意喚起を行った。

また、市内他区の各投票所についても、市選挙管理委員会から、各区選挙管理委員会へ本事例の周知を行い、市内全投票所に注意喚起した。